



○出席議員(10名)

議長	9番	武田 悌一氏	副議長	5番	折笠 弘忠氏
	1番	青木 康博氏		2番	池田 真志氏
	3番	須河 恵介氏		4番	浅尾 三吉氏
	6番	嶋山 宰氏		7番	澤田 益治氏
	8番	谷内 純哉氏		10番	谷津 邦夫氏

---

○欠席議員(0名)

---

○説明員

市長	西城 賢策氏	副市長兼 総務福祉部長兼 総務福祉部参事兼 危機管理室長事務取扱	右田 敏氏
総務課長	萬年 剛至氏	市民生活課長	砂川 了一氏
福祉事務所長	富宅 達也氏	企画財政部長	三好 智幸氏
企画調整課長	藤井 陽一氏	税務財政課長	坂 保徳氏
産業政策推進部長	中原 保氏	商工観光課長	下村 圭氏
産業開発課長	音羽 英明氏	建設部長	松本 裕樹氏
水道課長	大野 彰氏	教育長兼教育次長	小田 弘幸氏
教育委員会参事兼 高校生レストラン統括長事務取扱	阿部 文靖氏	病院事務局長	高田 進氏
消防長	田川 善幸氏	監査委員	鈴木 信之氏
監査事務局長	後藤 議徹氏		

---

○出席事務局職員

議会事務局長	柳谷 忍氏	議会係長	青山 初美氏
--------	-------	------	--------

◎議長（武田悌一氏） 開会前ですが、報道機関及び企画調整課から撮影等について申出がありましたので、許可しております。

開会 午前10時00分

---

### ◎開 会 宣 告

---

◎議長（武田悌一氏） ただいまから、令和6年第1回三笠市議会定例会を開会します。

---

### ◎開 議 宣 告

---

◎議長（武田悌一氏） これより、本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、3番須河議員及び4番浅尾議員を指名します。

---

### ◎日程第2 会 期 の 決 定

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月25日までの22日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

会期は、22日間と決定しました。

---

### ◎日程第3 諸 般 報 告

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、教育委員会審議事項報告については報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) それでは、行政報告を申し上げます。

まず、報告第1号の市長行動報告についてであります。初めに、2月8日、9日の2日間で特別交付税に関する要望行動として、そこに記載してありますとおり、総務副大臣、自治財政局長、官房審議官、関係国会議員等に要望してまいりました。例年同様、当市が今まで取り組んできました行財政改革のほか、道路除排雪の対策、市立病院の経営対策、その他の行政経費全般について説明し、要請並びに支援に対する御理解をお願いしてきたところでございます。

今年の雪の状況については、今年は短期間で大量降雪のため積雪が多いことや、地形上雲が停滞しやすいことから周辺自治体に比べ降雪量の多い地域であることをお伝えし、厳しい財政状況の中でも市民生活を維持するために除排雪事業を進めていかなければならないこと、また、市立病院についても今後も経営改善に取り組みながら地域医療を守っていく必要があること等をお話しし、今年度も特別交付税への御配慮をお願いしてきたところでございます。

自治財政局長からは、三笠市は地形的なこともあり、雪で大変なことは理解しており、除排雪費用についても、2月中旬の状況をしっかりと見ていきたいとの言葉がありました。

また、三笠市は、高校生レストランや地下ガス化など、特色あるまちづくりに努力していることを理解しており、石炭地下ガス化はどのような水素需要が生まれてくるのかという点も含め、これからも頑張りたいとの話を受けてきたところであります。

また、この状況に合わせて、NEDO及びこの事業の推進に当たって、当初より側面的な支援をしていただいている電源開発株式会社を訪問し、三笠市H-UCGによるブルー水素サプライチェーン構築実証事業の採択に対するお礼と実証に向けた一層の技術的支援の要請を行ってまいりました。

NEDOの燃料電池水素室長からは、三笠市のH-UCG事業は火力発電廃止後の石炭需要の受皿としての期待が評価されており、石炭を新たなエネルギー産業として地域に取り入れ、人が集まり、経済が活性化する事業になるよう取り組んでほしいとの言葉

がありました。

また、電源開発株式会社社長からは、日本はエネルギーの大部分を輸入に頼っており、国の富が流出している構図のため、三笠市の取組は評価されるべきであり、必要な技術支援があれば協力したいとの言葉をいただきました。

最後に、報告第2号の人事発令についてであります。そこに記載してありますとおり、2月19日付で係長職1名の人事異動の発令を行ったところであります。

行政報告につきましては、以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） これより、一般行政報告に対する質疑に入ります。

初めに、報告第1号総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 次に、報告第2号総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、一般行政報告については報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

---

**◎日程第4 令和5年度定期監査及び財政援助団体等に対する  
監査並びに例月出納検査の実施結果報告について  
(監報第1号)**

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の4 監報第1号令和5年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

質疑のある方は御発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、監報第1号令和5年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告については、報告済みとします。

---

**◎日程第5 報告第1号及び報告第2号について**

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の5 報告第1号及び報告第2号についてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第1号及び報告第2号については、報告済みとします。

---

◎日程第6 報告第3号 地域振興対策特別委員会報告について

---

◎議長(武田悌一氏) 日程の6 報告第3号地域振興対策特別委員会報告についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

谷内委員長、登壇願います。

(地域振興対策特別委員会委員長谷内純哉氏 登壇)

◎地域振興対策特別委員会委員長(谷内純哉氏) 地域振興対策特別委員会委員長報告を申し上げます。

令和5年第2回定例会で設置されました「地域振興対策特別委員会」におきます経過と結果について御報告いたします。

当委員会に提示されました案件は、1「市立三笠総合病院について」の1件であります。

この委員会は、議長を除く全議員で調査を行っておりますので、質疑と答弁、内容の詳細、御配付の文書及び資料の説明につきましては、省略させていただきます。

それでは、調査の結果を報告いたします。

令和6年2月22日に開催しました委員会では、調査案件、市立三笠総合病院について、1「市立三笠総合病院基本計画案について」及び2「市立三笠総合病院経営強化プラン案について」を提示のあった資料に基づき調査を行い、各委員からの質疑と資料の説明及び答弁があり、調査は終了いたしました。

以上をもちまして、当委員会に提示されました調査の経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

◎議長(武田悌一氏) これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第3号地域振興対策特別委員会報告については、報告済みとします。

---

◎日程第7 報告第4号 三笠市監査委員条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の7 報告第4号三笠市監査委員条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 報告第4号三笠市監査委員条例の一部を改正する条例の専決処分について報告申し上げます。

今回の専決処分は、地方自治法の改正に伴い、必要な改正を行ったものであります。

改正の内容は、同法の引用条項に移行が生じたことから、引用する規定を整理するものであります。

施行期日は令和6年4月1日ではありますが、「議会の委任による専決処分事項の指定について」第4項の規定に該当するため、1月5日に専決処分を行ったものであります。

以上、報告といたしますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、報告第4号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

報告第4号三笠市監査委員条例の一部を改正する条例の専決処分の報告については、報告済みとします。

---

◎日程第8 議案第20号から議案第26号までについて（市政執行方針、教育行政執行方針）

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の8 議案第20号から議案第26号までについてを一括議題とします。

提案に先立ち、市長及び教育長から令和6年度市政執行方針及び教育行政執行方針説明のため発言を求められていますので、順次発言を許可します。

初めに、市長から令和6年度市政執行方針について説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 令和6年第1回定例会に当たり、市政執行への私の所信と施策を申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、コロナ対策に一つの節目を迎えることができたものの、経済の回復により需要が高まり、加えて、ロシアのウクライナ侵攻の影響が重なったことにより、エネルギーや原材料の価格が高騰し、さらに円安が生じた影響によって、急激な物価上昇が引き起こされました。

本市としましては、この状況を鑑み、感染防止対策に留意しつつ、市益・市民益を第

一に考え、市内経済の振興と市民生活を支援するため、市政運営に取り組んでまいりました。

また、昨年は全国的な記録的猛暑の中、本市においても8月に最高気温が36.3度を記録し、市民の生活環境に影響を及ぼしましたことから、緊急にできる範囲の対応を講じ、市民の安全・安心に努めたところでございます。

今後も社会情勢を常に分析し、現状を正しく認識した中で、あらゆる状況に対処できるよう、国や北海道と連携し、各種施策を講じてまいります。

さらに本市の未来を見据え、進めています4大プロジェクトにつきましては、取組を始めてから16年目を迎える「石炭地下ガス化」が、昨年末に、経済産業省の外郭団体であります新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）から「三笠市H-UCGによるブルー水素サプライチェーン構築実証事業」として、令和7年度までの助成事業の採択を受け、水素製造から利活用までの実証に向けた具体的な準備を進めているところであります。

また、「三笠高校」につきましては、高校生が各種コンクールで数々のすばらしい成績を収め、自らの夢に向かって懸命に取り組む姿が、市民に元気を与えています。「三笠ジオパーク」につきましては、昨年、国内認定10周年を迎え、様々な地域素材を活用した教育観光の実施により、教育旅行を中心に着実に受入れ実績を伸ばしています。加えて、三笠市に進出してから10年を迎えたイオン農場は、開場当初から三笠メロンを中心に農業経営を行い、伝統作物の継承とともに「農業の活性化」に取り組んでいます。

私が今、取り組まなければならないことは、三笠市の「未来づくり」であり、市民生活を守り、将来に不安のないまちを目指すため、経済の活性と産業の創造が必要と考えています。4大プロジェクトのつぼみがようやく少し開こうとしているこの機会を逃さず、各事業に新しい発想を加え、相互連携を実現し事業価値を高め「第9次三笠市総合計画」の着実な推進に一層取り組んでまいり所存であります。

ここで、まちづくりに臨む基本姿勢について申し上げます。

1つ目として、行政判断の基本は、本市の市益・市民益にあると考えていること、2つ目は、徹底した経済・産業活性に取り組まなければならないと考えていることであります。

この2つの考え方に基づき、引き続き市政運営の判断をしてまいりたいと考えています。

次に、総合計画の基本目標に基づき、本年度の主要な施策の推進について申し上げます。

初めに、「人が育つまち三笠」についてであります。

次代を担う子供たちが、自らの夢に挑戦し、たくましく生きる力と思いやりのある豊かな心を育み、家庭・学校・地域の連携により、元気に学びながら成長できるよう、



「三笠市教育大綱」に基づき、着実な学力の向上はもとより、文化・スポーツ環境の充実を図るとともに、子育てしやすい環境の充実に努めてまいります。

その中でも特に、三笠高校については、調理・製菓の各種コンクールにチャレンジし、全国優勝を果たすなど輝かしい成績を収め続けており、市民にたくさんの明るい話題や感動を与えています。

今後も、授業や高校生レストランでの研修を通じ、社会で活躍できる人材育成を図るとともに、三笠高校の魅力づくりや発信のさらなる取組により、生徒確保に努め三笠高校の安定した運営を続けてまいります。

次に、「人が元気で働けるまち三笠」についてであります。

農業については、日本型直接支払交付金事業及び新規就農者や農業担い手の確保・育成、農業設備等導入支援のほか、ビニールハウス内の環境モニタリングシステムを導入し、生産性・収益性を高め農業経営の安定化を図るための取組を進めてまいります。

また、ワインのまちとしてのにぎわいを創出するためワインフェスタを開催し、地元のワインを中心とした魅力の向上を図るとともに、交流人口の増加と地域経済の活性化を図ってまいります。

経済・産業活性の取組については、引き続き産業界と議論を行うとともに、商工業については、食のまちづくり基本条例に基づき、「食」を通じた地域の活性化を目的とした商工業活性化事業食産業等応援事業とともに、商工業活性化事業やる気応援補助事業などにより、商工業者が新たに取組む事業や起業家に対する支援を引き続き実施するほか、関係団体と協議し、事業の継続や雇用の維持を図るための対策を講じ、地域経済の活性化を推進してまいります。

また、中心市街地再整備については、将来的に必要な消費生活の確保や交通の利便性の向上と観光情報の発信などにつながる効果的・効率的な施設のあり方について、引き続き検討を進め、第9次三笠市総合計画期間中の着手を目指してまいります。

企業誘致については、民間の信用調査会社などと連携し、企業へのアプローチを図り、工業団地などの販売促進に努めてまいります。

雇用・労働環境については、関連する市内団体との連携や広域団体とともに取り組みながら、市内労働環境の改善や人材育成などに努めていくほか、労働者への生活・教育資金の融資施策を継続してまいります。

さらに、失業者対策として、ハローワークなどとの連携による取組や求人情報を発信し、雇用の拡大を図ってまいります。

観光や食に対する取組については、商工業者・三笠ジオパーク推進協議会・三笠高校などと連携した商品の開発に取り組むほか、観光客などに対し、三笠ならではの魅力発信などを行い、一般社団法人北海道三笠観光協会による観光地域づくり法人（DMO）としての登録に向けて取組を進めてまいります。

また、農業者や商工業者などによる産業活力創造施設の利活用を促進し、地域産品な

どの販路拡大による地域活性化に努めてまいります。

観光施設等については、指定管理者と連携した施設管理を行い、利用者の安全対策を実施するとともに、さらなる施設の利用促進を図るため、一体的な集客力の向上に取り組んでまいります。

また、SL等産業遺産の保護保全・整備・展示資料活用基金を活用し、SLの必要な整備などを図ってまいります。

各種イベントについては、一般社団法人北海道三笠観光協会などと連携し、継続実施していくほか、ワイナリーツーリズムにも積極的に取り組み、観光などによる誘客に努めてまいります。

三笠ジオパークについては、地域の歴史や風土を活用した教育観光の実践により、着実に集客を伸ばしていることから、今後、さらなる工夫を重ね、学校教育と連携した教育活動の充実や学習旅行の誘致、ジオパークの要素と地域資源を融合した体験型ツアーなどを実施するほか、日本遺産である炭鉱関連施設などを保全・活用し、取組を進めてまいります。

さらに、高校生レストランを拠点として、市民・事業者・関係団体・市が協働し、本市の特色や地域資源である農業、ジオパークを活用した食と観光などによるまちづくりを推進してまいります。

石炭地下ガス化については、令和7年度に実施する水素製造から利活用までの実証事業の準備として、NEDOの助成事業の共同申請者である室蘭工業大学や関係する企業と連携して、実証プラントの設計や建設を進めてまいります。また、現存する地下約400メートルの坑井を活用して、二酸化炭素を地下に貯留する実験を行うほか、二酸化炭素の排出を抑制する混焼材として木質バイオマスの利用可能性調査を継続し、事業全体でカーボンニュートラルの水素製造となるように産学官の連携による技術開発と新たな産業の構築に取り組んでまいります。

次に、「人が快適に生活を楽しむまち三笠」についてであります。

交通環境については、地域公共交通計画の基本方針に基づき、住民の足である路線バスなどの運行維持に向けた施策に取り組み、安全・安心で持続可能な交通体系の構築を進めてまいります。

冬の環境については、国や北海道と連携を図りながら、市民の重要なライフラインである道路網の除排雪及びぬくもり除雪サービス事業を引き続き実施してまいります。

環境衛生については、新たに製品プラスチックを資源物として回収し、プラスチック廃棄物の資源循環などの取組を促進するとともに、引き続き廃棄物の減量化に取り組んでまいります。

墓地については、墓地の適切な管理を行うため、管理者不明墓石の解体撤去を行うとともに、墓参者に快適な環境を提供するため、必要な整備を図ってまいります。

市営住宅については、既存の市営住宅の改修や除却を引き続き実施するとともに、市

内各地に点在する老朽市営住宅の計画的な集約化を図ってまいります。

また、岡山地区の道営住宅の整備について、3期工事の早期着手に向けて北海道に対して強く要請してまいります。

個人住宅については、住まいのリフォーム助成事業及び住宅建設等費用助成事業を引き続き実施し、安全・安心で住みやすい住宅環境の提供を推進してまいります。

上水道については、「水質検査計画」に基づき、安全な水の安定供給を図るとともに、効率的な業務執行に努め、健全運営に取り組んでまいります。

下水道については、浸水対策として雨水管整備を行うほか、浄化センターの機器更新及び長寿命化対策の実設計を進めるとともに、処理区域内の一層の水洗化を推進し、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

幾春別川総合開発事業については、新桂沢ダムの完成により、残る三笠ぼんべつダムの早期完成について、引き続き関係機関に要請してまいります。

森林資源の保護、環境整備については、市有林の環境整備を計画的に実施するほか、森林環境整備等基金を活用し林道の整備などを推進してまいります。

また、有害鳥獣対策については、近年、ヒグマの目撃情報が多く寄せられていることを踏まえ、捕獲器を整備し関係団体と連携して人里への出没の抑制を図ってまいります。

道路については、計画的な維持、整備を進め、橋梁・公園については、計画的で経済的な維持管理に努めるとともに、河川については、計画的に改修、しゅんせつすることにより、水害に強いまちづくりを推進してまいります。

道道関係の整備などについては、引き続き北海道へ要望してまいります。

情報通信・情報技術については、情報の安全・保護などを保証した中で文章生成AI及びチャットツールを導入し、文章生成AIでは、文書作成や企画立案など幅広い分野で活用し、業務改善などに努め、また、チャットツールでは、業務効率の向上のほか、災害時における情報共有にも活用し、デジタル技術を活用した業務の効率化などによる住民サービスの向上に取り組んでまいります。

また、マイナンバーカードについては、引き続き交付促進に努めてまいります。

次に、「人が安心して暮らせるまち三笠」についてであります。

地域福祉については、小地域ネットワーク活動の充実や地域ぐるみで高齢者等を支えるための連携・協力体制を一層推進するなど、地域から孤立することなく、安心して暮らすことのできる生活環境づくりに努めてまいります。

生活保護については、法に基づき適正実施に努めるとともに、ハローワークとの連携や生活保護就労支援員の配置を継続し、自立助長に努めてまいります。

また、生活困窮者の自立支援については、生活保護に至っていない方に対する第2のセーフティーネットとして、広域連携による相談支援などに取り組んでまいります。

児童・母子・父子福祉については、「三笠市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、国の幼児教育・保育の無償化に加え、移住及び定住促進につなげるため、本市独自の保

育所使用料・副食費助成、認定こども園幼稚部副食費助成を行うとともに、商品券で支援することにより市内経済の活性化も併せて推進してまいります。

また、乳児紙おむつ購入費用助成事業や子どもの医療費助成事業などの各種事業を引き続き実施し、子育てしやすい環境を推進してまいります。

さらに、ひとり親家庭への支援として、経済的自立及び生活の安定のため資格取得などを支援する、自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進給付金事業に加え、シングルマザーに対し、引っ越し費用や一定の生活支援を図ってまいります。

地域医療については、市民が安心して暮らし続けるための大切な社会基盤であり、各医療機関と介護事業者が連携して必要な医療と介護を包括的に提供できる環境を維持する必要があります。

そのため、市立病院においては、必要な人材の確保に努め、適正な病院機能を維持することにより、安心して医療を受けることができる環境づくりに取り組んでまいります。

また、基本構想等に基づいた考え方により建て替えに向けた基本設計などに取り組んでまいります。

国民健康保険については、国保事業の健全な運営に努め、保険料の統一化に向け取り組むとともに、生活習慣病や疾病予防のため、人間ドックなどの各種検診を引き続き実施し、病気の早期発見や医療費の抑制に努めてまいります。

特定健診については、引き続き受診料を無償化し、受診率の向上を図り、早期発見、早期治療を目指すとともに、健康づくりについては、各種健康診査や健康教育のほか、各種運動教室の実施や、口と周囲の筋力強化による口腔機能向上や脳の活性化に取り組み、健康寿命の延伸などに努めてまいります。

また、がん対策の一つとして、特定の年齢に達した方に対する各種がん検診や肝炎ウイルス検診の費用の助成などを引き続き実施してまいります。

さらに、妊婦が安心して出産できるよう、妊婦一般健康診査の通院に係る交通費の一部助成や、産後ケア事業などの各種事業を引き続き実施してまいります。

コミュニティ活動については、引き続き連合町内会の活動を支援するほか、町内会の維持に向けて連合町内会及び社会福祉協議会と連携を図ってまいります。

また、地区市民センターに出向き、相談活動を行うほか、集いの場としてのコミュニティ拠点の活性化を図ってまいります。

市民の食と健康については、食育を通じて、食が全ての健康づくりの基礎であることの浸透を図るため、高齢者に対して食と運動を併せて提供する食と健康推進事業や、栄養バランスと運動による生活・体質改善に向けた暮らしの料理教室事業などを実施してまいります。

さらに、幼少期から食の大切さや作る楽しさ、食べる楽しさを学び伝えるため、小学生を対象とした子どもクッキングクラブ事業を実施してまいります。

高齢者福祉については、「第9期三笠市高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者が住

み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けることができるよう、保健サービスや施設サービスなどを提供するほか、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」における外出に関する調査結果を踏まえ、移動支援や外出機会の促進を図り、健康増進に努めていただくため、敬老祝いについては昨今の状況から見直しを行い、高齢者バス利用助成事業を引き続き実施するとともに、高齢者外出支援助成事業については、年間を通じて本格的に実施してまいります。

また、高齢者の安全な移動手段を支援するため、安全運転支援装置搭載車両の購入費用などの助成を引き続き実施してまいります。

介護保険については、「第9期三笠市介護保険事業計画」に基づき、適正な介護認定及びサービス給付を進めるとともに、介護保険財政の健全運営に努めるほか、介護予防・日常生活支援総合事業や水中運動教室などの予防事業を引き続き実施してまいります。

障害者福祉については、「第5期三笠市障害者計画」に基づき、障害福祉サービスを引き続き実施してまいります。

また、「三笠市笑顔で心をつなぐ手話言語条例」に基づき、講習会を開催するなど、市民の手話に対する理解を広げ、手話が使いやすい環境づくりに努めてまいります。

交通安全については、関係機関や各団体と連携を密にしながら、啓発活動を展開し、安全意識の高揚と交通事故防止に努めてまいります。

防犯対策については、町内会などが行う防犯灯のLED化等の支援を引き続き実施してまいります。

消費生活については、消費者協会を中心とした消費者被害防止ネットワークを活用し、関係機関と連携を図り、啓発活動や相談体制の確保に努めてまいります。

空き家対策については、管理不全な空き家等に対し、引き続き所有者などに適切な管理指導を行うとともに、法律等に基づき特定空家等に認定し、対策を図ってまいります。

消防行政については、安全・安心なまちづくりのため、救命率の向上を目指した応急手当講習会を開催するほか、市立病院の医療従事者と救急隊の連携を図り、救急活動の質の向上に努めてまいります。

火災予防対策については、予防啓発活動の充実と災害現場での指揮活動強化のため、査察広報車の更新を行うとともに、高齢者を中心とした住宅防火対策に重点を置いた防火指導を実施し、住宅火災を未然に防ぐため、住宅用火災警報器の設置促進と適正な維持管理の周知を図ってまいります。

防災については、地域防災力の強化、向上に向けて、引き続き町内会に対し自主防災組織の結成を働きかけるとともに、自然災害に対応するため、防災講習会を実施してまいります。

また、防災用備蓄品の整備を引き続き行い、防災機能の強化に向けた設備を整備するとともに、避難所の機能について検討してまいります。

次に、「人と自然が共存できるまち三笠」についてであります。

歴史・芸術・文化については、三笠市教育大綱に基づき、芸術・文化活動を引き続き推進していくとともに、長い歴史と風土の中で継承され、育まれてきた北海盆唄や北海盆おどりについて、今後も引き続き歴史的な文化遺産として継承・発展を図ってまいります。

また、サケやヤマメの稚魚の放流を通じて、市民へ自然環境の保全や命の大切さに接する機会を創出するとともに、河川生物の資源保護に関する調査を引き続き実施してまいります。

最後に、「人が未来に向かって夢を育めるまち三笠」についてであります。

移住定住促進については、引き続きテレビCMなどで本市の認知度の向上を図るほか、地域おこし協力隊制度の活用により、将来的に地域に定着し、活躍できる人材の確保に努めてまいります。

また、若者移住定住促進家賃助成事業をはじめとした各種移住定住施策を引き続き実施するほか、遠距離通勤者に対する通勤費用の一部助成により、本市が札幌市を含む近隣都市圏への通勤圏であることを強くアピールし、移住及び定住促進につなげてまいります。

協働・市民参加については、協働のまちづくり推進事業補助金の活用を促し、地域住民と連携した環境美化などを目指すとともに、多くの審議会などのほか、未来創造会議や主要団体協議会などを必要により開催し、意見交換に努めるとともに、デジタル技術を活用して市民が市政に参画できるシステムづくりを進めてまいります。

行政運営については、多様化する行政ニーズや新たな行政課題に柔軟に対応できる効率的で、機能的な行政体制を確立し、持続的に発展する行政運営を推進するため、引き続き積極的な行政改革や働き方改革に取り組んでまいります。また、昨年度発生した記録的な猛暑に対応するため、公共施設等に冷房設備を導入するとともに、照明設備のLED化やトイレの改修等を行い、施設環境の改善を図ってまいります。

財政運営については、今後の地方財政計画の動向が懸念されることに加え、物価の高騰や人件費が上昇していることから、一層の経費節減に努めるとともに、引き続き企業版ふるさと納税のPRなどを推進するほか、ふるさと納税については、安定した収入源となるよう、収入確保に努めてまいります。

また、総合計画に登載されている事業に加え、老朽化した公共施設の更新や新たなまちづくりのための費用確保については、今後は多額の地方債を活用しなければならないと考えられることから、国の制度の動向に合わせ適切な時期に事業が執行できるよう、将来を見据えた中で、繰上償還を計画的に行い、できる限り実質公債費比率を抑制した健全で持続可能な財政運営を図ってまいります。

私は、「三笠市未来づくり基本条例」に基づき、これまで先人が築き上げてきた誇りと豊かな自然・歴史・文化、そして協働の精神によって築かれたこのまちを継承し、時

代の風に映えるまちを構築してまいります。

また、次代を担う子供たちが未来に向かって夢を育み、自らの夢に挑戦し、そして本市に回帰してくる環境づくりに取り組んでまいります。

私は、今まで育ててきたまちづくりの芽を確実に育て上げ、さらに大きく実を結ぶよう「第9次三笠市総合計画」を着実に推進し、これからも明るい未来に向け全力を尽くしてまいります。

以上、市政執行に臨む私の所信の一端を申し上げましたので、市民の皆さん、そして市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） 次に、教育長から令和6年度教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、登壇願います。教育長。

（教育長小田弘幸氏 登壇）

◎教育長（小田弘幸氏） 令和6年第1回定例会に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

国では、教育・スポーツ・文化芸術は社会が激しく変化する中で、変化を力にし、個人や社会の未来を切り拓くために極めて重要であり、明日は今日よりもよくなると誰もがそう思える社会を形成していけるように、文部科学行政を着実に進めていきたいという考え方を示しています。

北海道においては、「自立」と「共生」の基本理念の下、子供たち一人一人の可能性を引き出す教育の推進、学びの機会を保障し質を高める環境の確立、地域と歩む持続可能な教育の実現の3つの柱を教育の目指す姿として取り組んでおります。

本市においては、「三笠市教育大綱」の基本方針に沿って、各施策を確実に執行することにより、本市教育の目指す姿として掲げている家庭・学校・地域社会が一体となって、「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を基礎とする子供たちの「生きる力」を育む学校教育の推進と市民の誰もが、豊かな心を育み、実りのある生活を送っていただけるよう、市民の多様なニーズに応じた学習機会を提供するなど、生涯にわたって学び続けることのできる社会教育を推進してまいります。

最初に、幼児教育について申し上げます。

幼保連携型認定こども園においては、生活や遊びといった直接的、具体的な体験を通して人間形成の基礎を培うとともに、市内の園児が安全・安心に通園できるよう努めていくほか、認定こども園幼稚部副食費助成事業として、移住・定住を促進するための子育て施策の一環としての役割と市内経済の活性化を図るために、保護者が負担する副食費相当分を商工会が発行する商品券で助成してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

子供たちが将来にわたり、自らの力で自立して生きていくためには、基礎学力の定着が必要なことから、学力向上未来塾推進事業を引き続き実施するとともに、小中一貫コ

コミュニティ・スクールを推進することにより、家庭・学校・地域全体で子供たちを守り育てる環境の充実に努めるほか、GIGAスクール構想に基づき、ICT活用を推進し、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、個別最適化された学びの実現を目指してまいります。

さらに、引き続き学習基盤となる言語能力・情報活用力を育成するため、読解力を支える語彙力を強化する取組を教育研究所と連携し推進するとともに、子供たちの生きる力を育むため、自らの命は自ら守るという防災教育の推進や英語への興味・関心を高め、今後必要となる実践的コミュニケーション能力を身につけるため、3歳から小学校6年生までの親子を対象とした英語教室を開催するほか、小中9年間を通した食育に関する計画に基づき、次代を担う子供たちの食育授業の充実に努めていくとともに、新給食センターにおいて安全・安心な給食提供を行ってまいります。

また、小・中学生の給食費無償化を引き続き実施し、子育てしやすい環境づくりの推進や吹奏楽指導者招致事業として、札幌交響楽団所属の演奏者を招致し、子供たちへの指導により、演奏技術の向上や協働しながら音楽表現を生み出すすばらしさを学ぶ環境づくりに取り組むほか、学校部活動の地域移行については、各種課題を整理し、地域の実情を踏まえながら進めていくとともに、学校における働き方改革を継続して推進してまいります。

特別支援教育については、障害のある児童・生徒の学校生活にきめ細かな指導を展開するとともに、学習上の困難な状況に対して支援員を配置するほか、各学校の実態に見合った必要な学習の支援を行ってまいります。

いじめ問題対策については、「三笠市子どものいじめ防止等条例」に基づき策定した「三笠市いじめ防止基本方針」により、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、スクールカウンセラーと連携を図りながら、児童・生徒が発する小さなサインも見逃さないようこれまでの取組を継続するとともに、子供たちが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに努めてまいります。

教育研究所においては、新学習指導要領を基本に、本市の特色ある教育と新しい学校教育の実現、さらに学力向上を図るための研究活動を進めてまいります。

三笠高等学校については、「笑顔を生み出す人の育成」を学校経営方針として掲げ、食物調理科の特色を活かした教育活動を展開し、多様化する社会に対応できる力を持った人材や地域に貢献できる人材の育成に努めてまいります。

また、授業や高校生レストランでの研修を通して、食に関する高度な専門的知識と技術のほか接客や経営力などを学ぶことにより、社会で活躍できる人材育成を図るとともに、三笠高等学校の魅力づくりの発信のさらなる取組により、安定した生徒確保に努めていくほか、引き続き高等学校寄宿舎生徒支援事業として、親元を離れ寄宿舎で生活している生徒の生活支援を実施してまいります。

キッチンスタジオにおいて各種料理教室、洋菓子コンクール、全国の高校を対象と



した調理の料理コンクールなどを開催し、食育や交流人口の増加に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

「三笠市社会教育中期計画」に基づき、家庭・学校・地域が連携しながら子供を育む環境づくりの推進や学びの成果を活かす機会の提供など、楽しく学び合い、新しい時代を拓く生涯学習の推進と心豊かな人づくりを目指し、各施策を推進してまいります。

青少年教育については、三笠市地域子ども会育成連絡協議会の諸活動への参加を促し、自主的に行動できる子供たちの育成に努めるとともに、三世代交流事業等を通じて交流を図り、子ども会活動を推進してまいります。

成人教育については、二十歳の節目にふさわしい一生に一度の思い出に残るような式典を開催するとともに、高齢者が健康で生きがいのある充実した生活を支援するための学習活動の場として、ことぶき大学を引き続き開催してまいります。

芸術・文化については、「三笠市民文化芸術振興条例」に基づき、芸術・文化活動を推進するほか、文化芸術振興促進施設シエルにおいては、特別展を開催するなど、隣接する高校生レストランの集客力を活かしながら、さらなる交流人口の増加に努めてまいります。

文化遺産については、大切に保存・展示するとともに、郷土芸能の魅力や継承の意義などをPRしながら、後世に継承していくための取組を実施してまいります。三笠北海盆おどりについては、炭鉱全盛期の歴史文化を継承する本市の一大イベントとして、引き続き開催するとともに、北海盆唄全国大会についても、北海盆唄発祥の地として、歴史的文化遺産の継承・発展を図るため、引き続き開催してまいります。

公民館については、文化及び学習活動の場として、文化団体、サークルに提供するほか、引き続き、公民館講座を開催してまいります。

図書館については、子供たちへの読書案内やボランティアによる絵本とお話の会である、かるがも会などの各種事業を実施するとともに、引き続き、小中学校へ定期的に図書の貸出しを行い、子供たちの読書習慣の定着を促進していくほか、市民から図書のリクエストに応えるなど、利用しやすい魅力ある図書館づくりに取り組んでまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、野球は北海道日本ハムファイターズ、サッカーは北海道コンサドーレ札幌に引き続き委託し、子供たちが高度な技術や考え方を習得するための環境づくりに取り組むとともに、パークゴルフ場サン・パーク及び運動公園内の体育施設については、指定管理者による効率的な運営を図るとともに、市民が利用しやすい施設となるよう努めてまいります。

博物館については、展示数日本一と言われるアンモナイト化石など、古生物を活かした学術研究の充実・発展と地域に根差した特色ある教育の場を提供するとともに、特別展として、足かけ200年に及ぶ恐竜研究の歴史を振り返りながら最新の恐竜研究について、楽しく学べる展示会を開催いたします。

以上、令和6年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育の推進に当たっては、各関係機関、団体などとの連携を図るとともに、市民の皆さんの御協力をいただきながら、本市の将来を担う子供たちの健やかな成長を育んでいく教育環境の充実に努めることが重要であると考えております。

私は、教育委員会が果たさなければならない「役割」と「責任」の重大さを深く認識し、市長と教育委員会との連携をこれまでどおり緊密にした中で、本市の教育の質の向上と発展に向け、ここに申し上げました各施策を確実に執行するよう最善を尽くしてまいる所存であります。

市民の皆さん、市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） 引き続き、議案第20号から議案第26号までについて、市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第20号から議案第26号まで、一括して提案説明申し上げます。

まず、国の令和6年度地方財政対策において社会保障関係費の増加が見込まれる中、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、一般財源の総額については、令和5年度と同水準で確保されました。

しかしながら、本市の財政は地方交付税等に大きく依存し、その動向に左右されやすい構造であることから、民需主導の持続的成長と成長と分配の好循環の実現に対応しつつ、健全な財政運営を意識し、限られた財源の中で子育て支援や高齢者対策、産業活性化対策などの事業を推進し、第9次総合計画の都市像である「日本一安心して誰もが暮らし続けたい自然豊かな元気田園産業都市」を目標に予算編成を行ったものであります。

以下、各会計順に予算の概要について説明いたします。

最初に、議案第20号令和6年度三笠市一般会計予算についてであります。経常的歳出予算では、これまでの行財政改革の努力を緩めることなく、必要経費の見直しを図りながら、将来に向けた財源の適正な管理を目的とした基金への積立てのほか、重点的・効率的な予算編成としたものであります。

一方、政策的予算では、第9次総合計画に基づき、地域特性を生かした経済・産業活性化、本市への人口流入の促進、安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる環境や安全で安心して生き生きと暮らせる環境づくりを推進するため、厳選した予算措置を行うものであります。

一方、歳入予算の主な内容であります。まず、諸交付金、地方交付税、臨時財政対策債については、国の地方財政計画などに基づき積算し、歳出関連の国庫支出金等特定財源については、現段階で見込めるものについて全て計上するものであります。

債務負担行為については、デジタル印刷機借上げ料などについて措置するものであ

ります。

地方債の限度額及び一時借入金の最高額については、歳入歳出予算との関連により措置するものであります。

以上により、一般会計予算の総額は124億5,021万8,000円となり、骨格予算であった前年度の第2回補正後予算額と比較しまして9億6,083万3,000円、率にして8.4%の増となるものであります。

次に、議案第21号令和6年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。後期高齢者医療制度に係る本市の財政運営が適切に執行されるよう、制度に基づき予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。主に北海道後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料及び共通経費負担分を措置するものであります。

一方、歳入予算であります。市が徴収する保険料のほか、一般会計の繰入金として低所得者等の保険料軽減額及び広域連合に納付する共通経費分等の費用を措置するものであります。

以上により、後期高齢者医療特別会計予算の総額は1億9,838万9,000円となり、前年度予算額と比較しまして993万3,000円、率にして5.3%の増となるものであります。

次に、議案第22号令和6年度三笠市国民健康保険特別会計予算についてであります。北海道の予算編成における留意事項を考慮し、本市の国民健康保険財政運営が健全に運営されるよう制度に基づき予算編成を行うとともに、保険料については、令和12年度の北海道保険料の統一に向け、保険料率の設定を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。保険給付費については、給付実績ベースで算定し、計上するものであります。

国民健康保険事業費納付金は、北海道の試算額に基づき計上するほか、保健事業費については、特定健康診査の受診料を無償化するほか、特定健診の未受診者対策事業、人間ドック利用者への助成及び各種検診、予防接種費用の助成、食と健康推進事業に要する経費などを計上するものであります。

一方、歳入予算であります。保険料については、国民健康保険事業費納付金の財源確保が可能な見込みから資産割を廃止し、その他保険料率は据え置き、限度額については、国の基準額引上げに伴い2万円を引き上げ、106万円にするものであります。

また、道支出金は、保険給付費実績に基づき算定し、一般会計繰入金など歳出関連で見込まれる全ての収入を措置するものであります。

以上により、国民健康保険特別会計予算の総額は11億23万円となり、前年度の第1回補正後予算額と比較しまして6,004万7,000円、率にして5.2%の減となるものであります。

次に、議案第23号令和6年度三笠市介護保険特別会計予算であります。第9期介

護保険事業計画を基本に、令和5年度の決算見込額を考慮し、事業などについて必要な見直しを行い、予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。保険給付費については、令和5年度の決算見込額を基に計上するものであります。

地域支援事業費については、水中運動教室や元気アップ教室のほか、認知症初期集中支援事業などを継続して実施するものであります。

一方、歳入予算であります。まず介護保険料については、保険給付費や介護給付費準備基金の取崩しによる繰入金等を考慮し、計上するものであります。

また、支払基金交付金、国、北海道、市の負担額については、保険給付費に対するそれぞれの負担割合に応じて措置するものであります。

以上により、介護保険特別会計予算の総額は13億6,562万円となり、前年度当初予算と比較しまして1億931万8,000円、率にして7.4%の減となるものであります。

次に、議案第24号令和6年度三笠市水道事業会計予算についてであります。安全で良質な水を安定的に供給するため、施設の適正な管理を基本に予算編成を行ったものであります。

なお、業務の予定量については、人口減と前年度実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収入及び支出であります。収入については実績に基づく推計使用水量により給水収益を見込み、総額3億9,250万6,000円を計上するものであります。

また、支出については、市民の給水需要を充足させるために必要な経費として、総額3億8,973万7,000円を計上するものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。支出については、老朽度及び緊急度により配水管の改良のほか、引き続きメーター器の取替えを行い、総額2億7,861万6,000円を計上するものであります。

一方、収入については、企業債など総額1億5,670万円を計上するものであります。

以上により、水道事業会計支出予算の総額は6億6,835万3,000円となり、前年度予算額と比較しまして4,012万4,000円、率にして5.7%の減となるものであります。

次に、議案第25号令和6年度三笠市下水道事業会計予算についてであります。快適な生活環境を確保するための基盤整備と施設の適正な維持管理を図ることを基本とし、予算編成を行ったものであります。

なお、業務の予定量については、人口減と前年度の実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収入及び支出であります。収入については、水道事業会計と同じ方法による推計使用水量により下水道使用料を見込み、総額5億7,509万8,000円を

措置するものであります。

また、支出については、下水道施設の維持管理に必要な経費として総額5億6,688万8,000円を措置するものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。支出については、三笠市公共下水道事業ストックマネジメント計画制度の補助を活用した三笠浄化センター改築更新実施設計業務委託費及び浸水対策に伴う雨水管の整備工事と浸水想定区域図の策定業務委託費であり、企業債償還金等を含む3億5,415万3,000円を計上するものであります。

一方、収入については、企業債など総額1億3,490万円を計上するものであります。

以上により、下水道事業会計支出予算の総額は9億2,104万1,000円となり、前年度予算額と比較しまして2億1,547万4,000円、率にして19%の減となるものであります。

最後に、議案第26号令和6年度市立三笠総合病院事業会計予算についてであります。病院事業については、本市における基幹病院として必要な人材の確保に努め、適正な病院機能を維持することにより、安心して医療を受けることができる環境づくりを進めるとともに、新病院建設に向けて基本設計等について取り組むものであります。

まず、収益的収入及び支出であります。収入については、1日平均入院患者数を67.0人、1日平均外来患者数を152.3人と設定して入院、外来収益などを見込み、総額17億7,093万3,000円を計上するものであります。

一方、支出については、必要経費として総額20億5,081万1,000円を計上するものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。支出においては、医療サービスの充実や老朽化への対応を図るため、医療用機械器具等14品目の購入のほか、修学資金貸付金など総額1億3,253万円を計上するものであります。

一方、収入については、企業債など総額1億765万7,000円を計上するものであります。

以上により、市立三笠総合病院事業会計支出予算の総額は21億8,334万1,000円となり、前年度予算額と比較しまして1億5,151万1,000円、率にして6.5%の減となるものであります。

以上、議案第20号から議案第26号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これをもちまして、市政執行方針及び教育行政執行方針の説明並びに議案第20号から議案第26号までについての提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、市政執行方針及び教育行政執行方針の説明並びに議案第20号から議案第26号までについての質疑は、3月15日からの大綱質問により行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

---

#### ◎日程第9 議案第2号及び議案第3号について

---

◎議長(武田悌一氏) 日程の9 議案第2号及び議案第3号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第2号及び議案第3号について提案説明申し上げます。

まず、議案第2号三笠市一般職の任期付職員の採用等条例の制定についてであります。本条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律等に基づき必要な事項を定めるものであります。

制定の内容は、専門的な知識経験または優れた識見を有する者の任期を定めた採用及びその給与の特例等に関して規定し、その他関連条例の改正を併せて行うものであります。

施行期日は、令和6年4月1日であります。

次に、議案第3号三笠市私債権管理条例の制定についてであります。本条例は、私債権の管理について、その適正化及び効率化を図るものであります。

制定の内容は、台帳の整備や債務者情報の共有について明確化するほか、債権放棄の要件を定めるものであります。

施行期日は、令和6年4月1日であります。

以上、議案第2号及び議案第3号について一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長(武田悌一氏) お諮りします。

議事の都合により、議案第2号及び議案第3号についての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

---

#### ◎日程第10 議案第4号 三笠市釣魚等制限条例を廃止する 条例の制定について

---

◎議長(武田悌一氏) 日程の10 議案第4号三笠市釣魚等制限条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第4号三笠市釣魚等制限条例を廃止する条例の制定について提案説明申し上げます。

漁業法の改正により、漁業権更新の判断基準が厳格化されたことに伴い、現状での区画漁業権の更新が困難であり、排他的に漁業を営むことが不可能となったことから、本条例を廃止するものであります。

施行期日は、令和6年4月1日であります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長(武田悌一氏) お諮りします。

議事の都合により、議案第4号についての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

---

#### ◎日程第11 議案第5号から議案第15号までについて

---

◎議長(武田悌一氏) 日程の11 議案第5号から議案第15号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第5号から議案第15号まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第5号三笠市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、令和5年8月7日の人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改正されたことから、これに準拠し、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、在宅勤務を中心とした働き方をする職員に対して、一定の条件を満たす場合に、在宅勤務等手当として月額3,000円を支給するものであります。

施行期日は、令和6年4月1日であります。

次に、議案第6号三笠市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、地方自治法の一部改正に伴い会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、給与に勤勉手当を追加し、勤勉手当の支給割合を年間2.05か月とするものであります。

そのほか関係条例の整備として、三笠市職員育児休業等条例の一部改正を行うものであります。

施行期日は、令和6年4月1日であります。

次に、議案第7号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、北海道建設部手数料条例の一部改正に伴い、手数料の追加等を行うため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、申請に必要な手数料及び区分を新たに設定にするほか、既存手数料を改正するものであります。

施行期日は、令和6年4月1日であります。

次に、議案第8号三笠市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、重要事項についてインターネットを利用して公衆が閲覧できるようにするほか、施設への書面提出について電磁的記録に係る記録媒体を用いることができるようにするほか、所要の改正を行うものであります。

施行期日は、令和6年4月1日であります。

次に、議案第9号三笠市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の一部改正により、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、事業所に1名以上の介護支援専門員を配置することや、管理者を主任介護支援専門員とすることなどを定めるほか、所要の改正を行うものであります。

施行期日は、令和6年4月1日であります。

次に、議案第10号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料賦課限度額、軽減判定所得の算定方法の見直しを行うとともに、北海道統一保険料率へ向けた資産割の廃止に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額を24万円に引き上げ、軽減判定所得の算定については、5割軽減は被保険者数に乗じる金額を29万5,000円に、2割軽減は54万5,000円に変更し、国民健康保険料の資産割については廃止するとともに、退職者医療制度の廃止に伴い、条文を整理するものであります。

施行期日は、令和6年4月1日であります。

次に、議案第11号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであり



ますが、今回の改正は、介護保険料の改定に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、「三笠市介護保険事業計画」の新たな計画期間である令和6年度から令和8年度までの介護保険給付に基づく保険料額に改定するものであります。

施行期日は、令和6年4月1日であります。

次に、議案第12号三笠市指定地域密着型サービス及び指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営基準条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、ケアマネジメントの質の向上のため、テレビ電話装置等を利用したモニタリングを可能とし、基本報酬における取扱件数との整合性を図るため、ケアマネジャーの人員基準を整備するなど、所要の改正を行うものであります。

施行期日は、令和6年4月1日であります。

次に、議案第13号三笠市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、事業所を効率的に運営するため、管理者の兼務範囲を明確化するとともに、身体的拘束等の適正化の推進を図るため規定を整備するなど、所要の改正を行うものであります。

施行期日は、令和6年4月1日であります。

次に、議案第14号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の見直しを行うとともに、市営住宅の除却に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、入居者資格の条項について引用条項の見直しを行うとともに、市営住宅等の除却を行うものであります。

施行期日は、令和6年4月1日であります。

最後に、議案第15号三笠市水洗便所等改造補助金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、下水道の普及促進を目的として補助金の交付対象者について必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、補助金の交付対象者を令和9年度までに対象工事を行った者とするものであります。

施行期日は、令和6年4月1日であります。

以上、議案第5号から議案第15号まで一括して提案説明といたしますので、御審議

くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第5号から議案第15号までについての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

---

## ◎日程第12 議案第16号から議案第19号までについて

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の12 議案第16号から議案第19号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第16号から議案第19号まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第16号令和5年度三笠市一般会計補正予算（第9回）についてであります。今回の補正は、既定予算額139億1,350万円に1億3,686万9,000円を追加し、予算の総額を140億5,036万9,000円とするものであります。

まず、歳出であります。物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金事業の追加及び整理のほか、ヒグマの春期管理捕獲支援事業など、総務費から教育費まで8款において必要な経費を措置するものであります。

一方、歳入については、地方交付税の追加や臨時交付金事業に係る財源の整理のほか、過疎債事業分の財源更正などを予算整理し、計上するものであります。

次に、議案第17号令和5年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第4回）についてであります。今回の補正は、既定予算額15億7,046万7,000円の内訳を整理するもので、予算額に変更はありません。

まず、歳出であります。保険給付費の所要見込額の整理を行うものであります。

一方、歳入については、国庫支出金の追加に伴う特定財源の措置を行うほか、予算整理を行うものであります。

議案第18号令和5年度三笠市水道事業会計補正予算（第3回）についてであります。今回の補正は、事業費予算の整理を行うものであります。

まず、資本的収入については、補助決定に伴い、企業債及び国庫補助金を整理し、収入総額を1億6,632万3,000円とするものであります。

次に、資本的支出については、建設改良費を減額し、支出総額2億8,939万3,000円とするものであります。

議案第19号令和5年度三笠市下水道事業会計補正予算（第3回）についてであります。今回の補正は、経常費及び事業費予算の整理を行うものであります。

まず、収益的支出であります。電気料金の高騰に伴い管きよ費、ポンプ場費及び処理場費などを予算整理し、支出総額を5億7,121万2,000円とするものであります。

一方、資本的収入支出であります。資本的収入については、補助決定に伴い企業債及び国庫補助金を整理し、収入総額を3億1,194万1,000円とするものであります。

次に、資本的支出については、築造工事費を減額し、支出総額5億6,691万9,000円とするものであります。

以上、議案第16号から議案第19号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第16号から議案第19号までについての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

---

### ◎日程第13 議案第27号及び議案第28号について

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の13 議案第27号及び議案第28号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第27号及び議案第28号について提案説明申し上げます。

最初に、議案第27号市道路線の廃止についてであります。新桂沢ダム建設工事の完了に伴い、市道路線区間を改めるため、桂沢3号線を廃止するものであります。

次に、議案第28号市道路線の認定についてであります。新桂沢ダム建設工事の完了により整理した路線を市道路線に認定するものあります。

以上、議案第27号及び議案第28号について一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第27号及び議案第28号についての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

---

◎日程第14 議案第29号 三笠市教育委員会教育長の任命  
について

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の14 議案第29号 三笠市教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第29号三笠市教育委員会教育長の任命について提案説明申し上げます。

三笠市教育委員会教育長の令和6年5月14日付任期満了に伴い、その後任者として引き続き小田弘幸氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

同氏の略歴につきましては記載のとおりであり、三笠市教育委員会教育長として適任と考えますので、御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

本案については、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案について、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第29号三笠市教育委員会教育長の任命については、同意することに決定しました。

---

◎休会の議決

---

◎議長（武田悌一氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により、明日3月5日から3月14日までの10日間、休会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

3月5日から3月14日までの10日間、休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

---

### ◎散 会 宣 告

---

◎議長(武田悌一氏) 本日は、これもちまして散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員